

火というカオスと人

斗鬼 正一*

はじめに

1. 人という弱い動物

人は自然とかかわらないでは生きていけない。しかし、動物としてのヒトは大変弱い生き物である。目は光の存在するところではしか見えないから、夜の暗黒の中では動くこともできない。食物も、適度の柔らかさ、大きさのものに限られる。皮膚が薄くて傷つきやすく、毛皮も羽毛も甲羅もない。魚やカエルのように周囲の環境に合わせて体温を上下させることもできない。にもかかわらず体温は常に3度の範囲内に保っておかなければならない。水中では呼吸もできなければ動くこともできない。寒ければ凍傷になり、風邪をひき、肺炎、低体温症になり、冷たい水に落ちれば、溺れるまゝに凍死する。沸点よりはるかに低い湯でもやけどするし、暑ければ熱中症になり、死んでしまう。さらに、牙も角もないから、猛獣に襲われれば殺されるし、目に見えない生き物、つまり細菌、ウイルスによって病気になり、死ぬ。

これほどか弱い動物にとって、地球の自然はあまりに過酷である。リビアでは気温58度、シベリアではマイナス67度、気温差は125度。気温の日較差100度などというところもある。地球表面のかなりの部分は水、高山、氷雪原、ジャングル、砂漠などに占められ、猛獣、細菌、ウイルスなどが跋扈する。

さらにまた、自然は単に生きることを阻害する脅威であるにとどまらず、なぜ風が吹くのか、雨が降るのかなどということから、なぜ人は病気に

なるのか、そもそもなぜこの世に人という動物がいるのかまで、理解しがたい、説明できない、納得できないもの、ことがあふれている。

要するに、自然のままの環境とは、人がコントロールできない、恐るべきものであり、こんな自然の支配する環境は、人にとっては、まさにカオスそのものである。

2. カオスをコスモスに

ところが、生きられる自然環境が生得的に決定されており、自然環境の変化にも適応できない他の動物と異なり、人は、厳しい自然に対抗して生き延びるために、植物も動物も排除し、必要とするものだけを作物、家畜などとしてコントロールし、衣、住まい、武器などを作り出し、生きるのに好都合な環境を作り出してきた。そうして初めて、人は本来生物学的には生きられない自然環境のもとでも、生きることを可能にしてきたのである。

さらに、理解しがたい、説明しがたい、納得しがたい自然に対しても、人は、知識を集積し、知恵を働かせ、神話、宗教から科学まで、さまざまな説明を作り出して、理解、説明、納得可能な部分を拡大してきた。

こうした自ら作った文化の力によって対抗し、作り変え、作り出した、理解、説明、納得可能な、安全、安心して生きられる環境は、人にとってのコスモスと呼べるものである。

要するに、人が文化によって自然と対抗してきた歴史は、カオスを排除し、コスモスを拡大する歴史というわけであるが、しかしながら、いくら科学が進歩しようとも、人は自然のすべてを理解し、説明し、コントロールできるなどということ

2013年11月30日受付

* 江戸川大学 現代社会学科教授 文化人類学

はあり得ない。それどころか、凄まじいパワーの自然災害に直面し、科学などというものの限界に気づかされ、核エネルギーという自然のパワーをコントロールして作り出したはずの原発、核兵器という文化が、人に対して牙をむいて襲いかかり、人はそれに対して恐れおののく状況となっている。

こうした人と自然の関わり合いの歴史を考えることは、人とはいったいどんな動物なのか、という問いへの答えを導き出してくれるはずである。そこで本稿では、人が対抗し、コントロールしようとし、それでもコントロールできず、逆に自らに向かって牙をむいているように見える火という自然に着目し、人と火のかかわりから、人という動物の姿を探っていくこととする。

第1章 コントロールした火によるコスモス

1. 火の利用

文化による人の生存可能性の拡大の中でも、もっとも重要なもののひとつが火をコントロールし利用したことである。少なくとも20万～50万年前の北京原人は火を使っていたといわれるが、おそらくは、火山の溶岩や野火を恐れず接近し、持ち帰った勇者がいたのだろう。それを保存し、やがては必要に応じて作れるようにもなった。中にはアンダマン諸島民のように、最近まで発火法を知らない民族もいたが、(大林, 1974) それでも自然の火を保存する技術には長けていて、おかげで人は、生きることを阻害する寒さを克服し、本来は住めない地域を生活空間にすることができた。照明に用いることで、「闇夜は怖い」(柳田, 2013)も克服し、生活時間も拡大した。猛獣、害虫を排除し、原野は焼畑として耕地に変えられた。土器、陶磁器を焼くことで、液体が保存、運搬できるようになり、金属の製錬、精錬、鍛造で、多様な道具を作ることも可能になった。

とりわけ焼く、煮る、燻すなどの火を使う調理法を導入したことで、食材の数自体は猿よりも少ないほどだった人が、自然のままでは硬くて食べられないものなどを可食化することができた。(山内, 1996) 加熱調理は寄生虫や細菌を殺し、保

存期間を長くした。やわらかくなった食材は、消化のためのエネルギー消費を減らし、食事時間を短縮して、狩猟活動の時間を増やしたし、離乳後の幼児への食糧供給を可能にもした。

こうした火による調理は、人に思考のための時間を与えたが、そもそもその脳の発達自体も、火による調理によってもたらされたという。(ライト, 2003) 動物の中での人の特徴は、言語等の象徴体系を通して行なう精神作用によって文化を築いたことにあるが、このような精神作用を可能にするには脳が十分に発達拡大しなければならない。つまり道具の製作、使用や言語活動と脳の発達とが相互規定的に進行する過程で、頭蓋が大きく成長しなければならないが、歯や顎、咀嚼筋の退化によって、これを可能にしたのが、火の使用による食物の調理なのである。実際ゴリラは、咀嚼のために側頭筋を発達させて咬む力を高めなければならなかったから、頭蓋の発達拡大が制限され、脳の発達に決定的なマイナスとなっている。人が言語を操り、高度の象徴的操作が可能になり、知能を高め、文化を作り上げることができたのも、食機能の重圧から解放された頭蓋や咽喉部の発声器官を発達させた結果だともいわれるのである。(大林, 1974)

2. 火でヒトは人になった

人が文化によって自然を排除し、コントロールして、自らのコスモスを作り上げることができたのは、まさに火のおかげである。

狩猟採集民がキャンプを作るのに、まずまん中に聖なる火を焚いて、周囲の野生の自然から、キャンプという文化の空間を区別することからもわかるように、火のコントロールは、人が自らを、野生の動物、自然から明確に切り離し、文化的存在となることを可能にした決定的に重要な要因なのだ。古代や未開社会の神話は、人が神から火を盗んだがゆえに神から人の位置へと落とされたといった形で、あるいは逆に動物の中で火を保持し続けたもののみが、天災を切り抜けて人となったといった形で、このことを表現しているし、(大林, 1974) 民族生物学者ジャック・バローも、大部分

の社会の神話で、人が動物との差異化を可能にしたのは、言語でも技術でもなく、まさに火のコントロール、とりわけ火を用いた調理であると述べている。(パロー, 1997) まさに人は「料理をする猿」(ランガム, 2010)なのである。

こうして人は、自然界の火をコントロールし、利用することによって、理解、説明、納得不能で、コントロール不能な、恐るべきカオスの世界を、自ら計画し、コントロールした、生きやすいコスモスとすることができた、というわけである。

第2章 飼いならされた聖なる火

1. 火をコントロールする

火はそれ自体は物的に存在するものではなく、化学反応の過程である。それゆえ、自然界から採火しない限りは、まずは人工的に発火させる必要があるし、燃料、空気を補給し続けなければならない。また、火を燃えるに任せたのでは、人の生存を脅かすことになるから、燃焼する場所を決め、火床、囲いなどを構築し、火を囲い込まねばならない。

すなわち、人が文化を作り、生存可能性を高めるために利用してきた火とは、人がコントロールすることによってはじめて存在するものであり、いわば人によって飼いならされた自然というわけである。

2. 火をコントロールする装置

人の住居のもっとも基本的な構成要素は、多くの地域において、まずは風雨、日照などをよける建屋であるが、今一つが、火を囲い込み、燃料、空気補給を可能にするための装置、炉、竈の類である。

日本でも、床の一部を四角に切り抜き、暖房、料理などのための火を焚くようにした囲炉裏、土、石、煉瓦などで囲い、上に鍋、釜などをかける竈、へっついが用いられてきた。こうした炉や竈で火をコントロールすることによって、照明、暖房、乾燥、料理、煙による防虫などを行うことが可能になった。

さらに、採集狩猟民はキャンプの火の回りに集い、かつての日本人が囲炉裏端で食事し、団らんし、眠っていたように、こうした装置でコントロールされた火は、生活の中心に位置するものともなっているのである。

3. 火を消すのも人

火打石、火打金、火鑽り杵など、人は種々の発火法を考え出してきたものの、人工的に火を作り出すことは容易でない。ところがさらに、人がコントロールしなければ火は消えてしまうが、作り出した火は自然のままに消えてはならず、コントロールし続けなければいけない、消すならば人がそのつもりになって消さなければならない、とする民族も多い。たとえば英国の人類学者ハットンによれば、ひな壇耕作で知られるアッサムのナガ人は、火が消えることは不吉なことだとし、消えるにまかせるようなことはしない。また、他人によって家の炉火を消されてしまうことも、ゲンナつまり忌まわしいことで、縁起の良くないこととする。(大林, 1974)

つまり、火をコントロールし続けることこそが、家屋を設け火を点ずることによって獲得した生活の安寧な継続の裏づけとして必要だと考えられているのである。

4. コントロールした火で暮らす

こうしたコントロールされた火は、調理、暖房などにとどまらず、屋内で営まれる生活の中心に位置することにもなるが、さらに、人はこうしたコントロールされた炉の火によってのみ生きねばならないとしている民族もいる。

西チモールのアト二人の世界は天と地に分かれ、太陽のある天は神の支配下にあり、彼らの家屋 Ume は直径 3 ~ 5m の円錐形の建物で、この屋根も天を象徴する。ところが Ume は地上近くまで屋根が葺きおろされ、1メートルほどの高さの壁が周囲をめぐっていて、窓が無い。(佐藤, 1988) というのは、人は陸にのみ住むので、天の太陽とは別の熱、つまり炉で生活しなければならず、屋内は炉の光によってのみ照らされ、暖めら

れねばならない。それゆえ太陽の光を家の中に入れてはならず、炉の光と混ざってはいけなさとされている。(大林, 1974)

人は、自然の火、光、熱を排除し、人が作り、コントロールする火、光、熱で満たされた生活空間で生きていくべきだというのである。

5. 聖所としての炉

人が火をコントロールする炉は、聖なるものとして、種々のタブーが設定されてきた。古代インド、ローマ、ギリシアでは、炉の火に不浄の品を投げ入れる、炉の火で足を暖めるなどの行為、とりわけ炉の近くでの性交が禁止された。また罪を犯した者は、身のケガレを浄めない限り炉には近寄れなかった。(大林, 1974)

台湾では、竈は、上を汚す、汚れたものを置く、上でものを切る、腰かける、箸、鞭でたたく、不浄なものを入れる、汚れた薪、動物の糞、汚い紙を燃やすなどは禁止。さらに女の場合は、月経中、産後30日以内はおろか、洗い髪、乱れ髪で竈の前に行くことも、竈に正対したり、股を開いて薪を燃やすことも禁止。さらに竈のある台所での入浴、物を食べる、子供を叱る、悪口をいう、大声をあげる、そして夫婦喧嘩、口喧嘩も禁止である。(窪, 1971)

6. 火の神

このように、炉、竈に対して、多くのタブーがあるのは、人が火をコントロールして燃焼させる炉、竈には神が棲むと意識され、神々の世界につながる、家の中で最も神聖な場所の一つとされたからである。(笹本, 1990)。

ユーラシア大陸では、炉、炉火を人格神として表象し、家族の守護神として信仰する社会が広く分布する。たとえば、モンゴルでは、家の主人は毎日食事を始める前に火に供物を供え、毎年1回厳かに火をまつる儀礼を行い、炉の火に唾をする、小便をかける、竈の火にごみを入れることは禁止だし、他にも不浄なもの、悪臭のするものはタブーとした。これは、モンゴルの火の神は女神で、幸福と富の授与者であり、その特質は純潔す

なわち浄める能力とみなされたからである。また、火の力を弱め、輝きを損なうものを投じてはいけない。つまり水をかけて火を消してはいけない、鉄のナイフなど尖ったものを火中に入れるのはとんでもないこととされたが、この理由も、火の霊を盲目にし、悪霊の監視をできなくしてしまうからだという。(ハルヴァ, 2013)。また竈の火にごみを入れてはならないのだが、その理由も、火の神が怒り悪いことが起こるからだという。(バンザロフ, 1971)

ヤクートでは、火に小便をかけてはいけない、産婦はケガレているので、出産後1か月間、火のまわりを歩いてはならないとされているが、さらに、火を悪く言うこともいけなしいという。これは、火の霊が人の言葉や行為の意味がわかるので、火の霊の意を害するような言葉、行為を慎まねばならないというのである。(大林, 1974)

中国の竈神は、家庭の厨房の竈の神で、この神がいることは厨房の北か東の壁に貼られた竈神の絵によって示されるが、即物的な竈そのものでも、竈に燃える火でもなく、より観念的な人格神である。主神たる玉皇大帝をはじめとして、神々は正月に下界を訪れ、間もなく天に戻ってしまうが、この竈神だけは厨房に留まって、一年中、家の者と共にいる。それゆえ「一家之主」、家の守護神であり、「定福神」、つまり家の繁栄と多産、長命と福運の源泉たる神で、善行よりも悪行に敏感で、家人がどこにいても監視しているとされる。(大林, 1974)

日本では、火そのものを崇拝することはないが、火をつかさどる神が崇拝されてきた。火の神としてよく知られている神格は、大宝年間(701～704)創建とされる愛宕神社(京都市)、709(和銅2)年創建とされる秋葉神社(浜松市)で、愛宕神社は東京都港区の愛宕神社など、秋葉神社は1870(明治3)年に江戸時代から火除け地とされてきた地に祭られ、地名のもとともなった東京都千代田区の秋葉神社など、勧請神として各地に祀られている。また、火伏の神として、御札が民家の神棚や勝手口などに納められていることも多い。

竈や囲炉裏を対象にした火の神の信仰は、全国

的にみられる。火の神を荒神、三宝荒神とよぶ地域も広く、田植のときに荒神やオカマサマに三把の苗を供える例も広範囲に分布する。一般に東日本では火の神としての荒神と田の神としてのオカマサマが併祀され、西日本では火の神と田の神の両者が習合した竈の神を祀るという傾向がある。(佐々木, 2013)

竈の神は、韓国でも家中最上位の神だが、(片, 1995)日本では、主に食物の調理を通して家族生活の全般を支配し、さらに生命や豊饒を司るなど家の守護神の役割を果たしてきた。八百万の神々こぞって出雲に参集の神無月にも家に留まり、家族を見守ってくれるといい、この神を味方にすればこれほど心強いものはなく、逆に敵にまわすと激しく障る障碍神ともなる。旅に出るなら安全を祈って灰を携え、子供や家畜の誕生を報告し、子供の初外出には額に竈の鍋墨をつけて魔除けにした。嫁入りで真っ先にこの神に祈ったのも、家の一員として認めてもらうためだし、豊穰を司る神ともされたから、小正月には一番立派なマユダマを飾り、田植えには稲苗を、稲刈りには初穂を供えた。(林屋, 1996)

それゆえ日本でも、炉には唾を吐いてはいけない、藁屑など汚いものを燃やしてはいけない、頭髮、爪を燃やすと気が狂う、果物の種子もくべてはならない、囲炉裏の周りで性的所作などとんでもない、などとされたし、万一小便をしてしまったり、死者が出たりしたら、火がケガレてしまうからと、灰を替え、塩をまいたりして浄め、火を鑽り直したほどである。また、京大阪の町家でも、竈をオクドサンとかオカマサンなどと呼んで神聖視し、刃物や汚物を置くことを禁じ、また三竈、五竈、七竈のうち端の普段使わぬ最も立派な竈自体を荒神棚として荒神松を祭る例がみられた(林屋, 1996)

囲炉裏の自在鉤についても、必ずカカザの方に向けるべき、自在鉤につけた北向き鮒は常に内向きにするべきなどとされ、自在鉤をやたらに揺ると貧乏になるとかエビス神が喜ばぬなどといい、鉤に触れることも忌まれていた。子供が火に転ばぬように自在鉤に一文銭と杓子を結いつけた

りもした。自在鉤の方角でその年の恵方を占う風習もみられ、葬式が出ると新たなものにするもいった。これは自在鉤は火の神の宿るものとされ、歳徳神は、屋根の煙出しから入って囲炉裏の火の明かりで自在鉤を伝わって降り、火棚に座るとされたからである。

この他、囲炉裏の五徳に神が宿るという地域もあったし、囲炉裏の縁は荒神の首だから傷つけるべきでないとか、囲炉裏に二組の火箸を置いてはいけないとか、囲炉裏に関する様々なタブーが語られてきた。(林屋, 1996)

要するに、竈や囲炉裏は神々のいる異界に直接繋がっている聖なる場所(笹本, 1990)というわけで、人は自らコントロールした火こそが神聖として、多くのタブーを設定しているのである。

第3章 コントロールを逸脱した火

1. 人類の歴史と火事

日本の2011(平成23)年中の火災は50006件、死者1766人、負傷者7286人。建物焼損床面積1395112 m²、林野焼損面積207093a、罹災者24491世帯、57776人、損害額1128億3500万円、毎日平均137件発生し、48人が死んでいる。(総務省消防庁, 2012)

これは今日の日本に限らず、人類、とりわけ都市の歴史は、火事との戦いの歴史でもある。ロンドンの場合も、12世紀ごろまでは目抜き通りでも道路幅は狭く、建物は木造3、4階建てが連なっていた。このため全市ほとんど焼失という記録も多い。1212年の大火後、その対策として料理店外壁の不燃化、草葺き屋根の上に漆喰を塗るなどが義務づけられ、さらに瓦屋根にすることが奨励された。しかし、完全に実現することは困難で、1666年にもロンドン市の約4分の3を焼失し、中世都市ロンドンが消滅した「ロンドン大火」が発生している。近代的建築防火法制や火災保険会社が生み出され、状況が改善されることとなったのは、この大火の後のことであった。(佐藤, 2013)

2. 日本の都市と火事

1) 平安京

歴史に記された最初の火事は、『日本書紀』の552(欽明天皇13)年、廢仏を實行したところ磯城島金刺宮(奈良県桜井市)に火災が発生した(吉田, 2007)という記述だというのが、1200年の都平安京も、794年の遷都以来の歴史は火事との戦いの歴史でもある。

802年には、遷都8年にして早くも全都焼失、幕末までに大火だけで400回というほどで、『方丈記』に詳しく描かれている1177(安元3)年4月28日の大火では、樋口富小路から出火し大内裏大極殿、八省院他、二条南、六条北、富小路西、朱雀東と広がり、2万余家が焼亡、数千人が焼死した。翌1178(治承2)年4月24日には七条北、東洞院東から出火、北小路南辺、七条南東洞院西角、八条坊門朱雀大路まで焼けている。これらの大火には太郎焼亡、次郎焼亡と名前まで付けられている。(林屋, 1996)

こうした大火が繰り返されたが、消防組織などは存在せず、内裏や官庁なら下級武官が、貴族邸宅なら使用人が消火にあたり、消火法といっても、桶に水を汲んでかける、水で濡らした布で火をはたくくらいで、12世紀になり破壊消防の記録が残っている程度である。

江戸時代になるとようやく町共同体で火事に対抗するようになってきた。たとえば、1620(元和6)年冷泉町には町掟が定められ、火事の場合一家の主人も借家人も消火に参加することが義務付けられ、不参加だと罰金、町外の火事が類焼しそうな場合は、木戸口から2間まで、町内の火災の場合は左右両隣2間ずつを町で取り壊し、後で町が立て直すので、異議を唱えてはいけない、などと定められていた。(京樂, 2008)

江戸中期以降になると、消防が都市の公共の利益だという認識が高まり、都市全体として火事に対抗しようとする「町火消し」の制度が整えられたが、それでも大火は繰り返され、国家というコスモスを支える中心たる平安京の歴史は、まさにコスモスを破壊する火事との戦いだったのである。

2) 鎌倉

12～14世紀に政権の所在地だった鎌倉も、幕府成立矢先の1191(建久2年)年3月4日の御所、鶴岡八幡宮焼失から始まり、1251(建長3)年、1252(建長4)年、1253(建長5)年、1254(建長6)年、1260(文応元)年、1280(弘安3)年、1302(乾元元)年、1310(延慶3)年、1315(正和4)年などと大火が頻発している。

3) 江戸

「火事と喧嘩は江戸の華」といわれたように、江戸時代260年以上にわたって全国を支配する徳川政権の幕府所在地たり続けた江戸もまた、火事というコスモスへの脅威との戦いに明け暮れた。

1601(慶長6)年には早くも最初の大火が発生し、以来、明治に至るまでに90回以上の大火が記録されている。日本橋、京橋においては10年に2回以上、所によっては2年に1回の割合で被災している。

1657(明暦3)年正月18日、本郷本妙寺より出火した火事は、湯島、神田から日本橋、靈巖島、佃島となめ尽くし、翌早朝には鎮火したが、同日新鷹匠町から、また夜には番町麴町から再出火し、江戸の町を焼き尽くした。この火事では江戸城も焼失し、焼死者約10万7000人、焼失面積約26.8km²の被害となった。この「明暦の大火」は恋の病に臥せて死んだ娘の振袖が燃え上がったときれ、「振袖火事」としても知られる。

1683(天和3)年の八百屋お七の火事もまた、恋した男に会いたい一心で放った火が大火となったといわれる。

こうした火事に対し、江戸の町には大名火消が、後には町火消が組織された。町火消は当初店借人、奉公人を動員したが、次第に町で経費を負担して雇った、町抱えの鳶人足が中心になった。幕末は町火消全盛期で、黒船来航の際は、市中警備、戊辰戦争の際も江戸市中の治安維持にあたり、活躍は江戸の華とうたわれた。

4) 東京

明治に入っても、1872(明治5)年には早くも銀座の大火があり、これをきっかけに銀座煉瓦街が作られている。

1923(大正12)年の関東大震災では、同時多

発火災や火災旋風が発生し、本所区被服廠跡では一挙に約3万8000人が犠牲となるなど、死者、行方不明者約10万人の80～90%が焼死である

第二次世界大戦では、連合国側は日本の都市の実態をよく調査し、ドイツ攻撃には破壊爆弾と焼夷弾を半々に投下したのに対し、日本には集中的に焼夷弾を投下したといわれる。その結果、日本の主要都市はことごとく焼き払われ、とりわけ東京は、1945（昭和20）年3月10日の東京大空襲などで徹底的に破壊され、焼野原となった。

3. 放火という自然

こうした火事の原因は、失火も多いものの、人為的、意図的なもの、すなわち放火、戦乱によるものも多い。

現代の刑法によれば、放火とは、火力によって建造物その他の物件を焼損して、公共の危険、すなわち不特定または多数人の生命、身体、重要な財産に対し危険を生じさせる罪とされるが、現在でも出火原因の上位を占め、2011年では最多は失火で、50006件のうち33195件66.4%だが、2位が放火か放火の疑いによるもので9563件、総数の19.1%を占める。放火自殺、放火自殺巻き添え、放火殺人による死者、放火、放火の疑いによる死者は431人で、火災死者総数1766人の24.4%を占める。損害額も72億1065万円である。（総務省消防庁、2012）

平安京の火事の中でも、放火とされるものは多かった。たとえば、823（弘仁14）年11月22日の放火事件が記録に残っており、僧侶3人、大蔵省下級官1人が、火事場泥棒をするために大蔵省の建物に炭火で火をつけ、逮捕されている。国中の富が集まる都では、多発した火事の多くが、火事場泥棒を目的とした放火、いわゆる「盗火」だったともいわれるほどである。（京楽、2008）

放火とは、要するに火事を起こす目的で人が意図的に火をつけることであり、盗みや殺人を目的としたり、恨み、うっぶんを晴らすなど、人の本能に根差した行為である。人は火という自然のカオスをコントロールしようとしてきたにもかかわらず、相変わらず失火という自らコントロールで

きない火、文化のコントロールを逸脱した火によって、自ら作り上げた都市、住まい、生活を破壊されているのだが、さらには、自らの中に潜む本能により突き動かされた結果である放火、戦乱による火によってもまた、コスモスを破壊され、カオスの恐ろしさに翻弄されている、というわけである。

4. 逸脱した火というケガレ

人の体は、火炎も高熱も、煙も一酸化炭素も、耐えることはできないから、生命を脅かす火を本能的に怖れる。だから火は恐ろしい。さらに、人のコントロールを逸脱した火、コントロールの失敗の結果引き起こされる、あるいは放火犯によって意図的に引き起こされる火事は、なおさらに恐ろしい。

だから失火で火事を起こした当事者は、いわゆるハチブとして交際を絶たれたり、財産を没収されたりといった社会的制裁を受ける例も多かった。現在でも、失火は、現住建造物、他人所有の非現住建造物、自己所有の現住建造物焼損は50万円以下の罰金、放火の場合はさらに重く、現住建造物放火罪は死刑、無期もしくは5年以上の懲役。非現住建造物等放火罪は2年以上の有期懲役、自己の所有物に放火し、公共の危険を生じさせた場合は6月以上7年以下の懲役となっている。

しかし火事は、単に怖いというだけではなく、ケガレともされた。古くは967（康保4）年の『延喜式』に「失火の穢の有る者」という記述があるほどで、火事自体が「焼亡穢」と呼ばれたし、（山本、1992）長野県和田村、岐阜県川島村、三重県森村、滋賀県東小原村では、財産を没収されただけでなく、その家、屋敷跡はケガレた「不浄屋敷」という烙印を押された。（波平、2009）奄美地方では火事を出した家が牛などを犠牲にして村を浄化する儀礼を行なったともいう。（林屋、1996）

そもそも日本では火事は宗教的犯罪の結果とみなされてきたこともあり、火事はケガレとされてきたわけで、われわれ現代人も、焼け焦げた火事場のコインや貴金属など、何やら気味悪く、捨てるなど起こらない。

火事の統一された定義は存在しないが、消防庁長官通知の「火災報告取扱要領」では、「火災とは、人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの、又は人の意図に反して発生し若しくは拡大した爆発現象」とされている。要するに、人のコントロールを逸脱した火による燃焼現象であり、人はそうしたコントロールから逸脱してしまった火、とりわけコスモスをすべて破壊し、カオスへと戻してしまうコントロールされない火を嫌悪し、ケガレというレッテルを貼りつけるのである。

第4章 火のパワーでカオスを排除

1. 悪霊、鬼からの防御

人は火をコントロールしようとし続けてきたが、同時に、病気、凶作、旱魃などの災害、それらの原因とされる悪霊、死霊、鬼神、妖術師などを排除するためにも、火の強大なパワーを利用してきた。

ブリアート人のユルト（テント）の炉火は悪霊の侵入を監視するためであるが、ニューギニアのブサマ人は、赤児がむずかると、女の霊が赤児の魂を奪おうとしていると考え、母親は直ちに赤児を抱いて家に引きこもり、家の周囲に始終熱い灰をまき、夜は戸口の外に火を焚いて、悪霊が侵入しないようにする。（大林、1974）

太宰府天満宮で行われる「鬼すべ」は986（寛和2）年菅原道真の曾孫大宰大貳菅原輔正が始めたと伝えられるが、炎と煙で鬼を払い福を呼ぶための火祭りである。祭りでは、1月7日夜、鬼すべ堂前に積まれた松葉や藁に、御神火で点火し、炎と煙で夜空を焦がし、燻手が大団扇で煙を鬼すべ堂へ送り込み、鬼を追い出そうとする。鬼警固が鬼を守るものの、鬼は燻り出され、荒縄で縛られ、煎り豆を投げられ、^{うづえ} 卯杖で打たれて退治される。また、燃え残った板壁は火除けのお守りとして持ち帰り、玄関先に祀る。（毎日新聞、2007）

「鬼夜」は、福岡県久留米市大善寺の火祭りで、1

月7日夜に行われる。暗闇のなかで、全長13m、上部の直径1m、重さ1.2tという巨大な大松明に点火、鬼が隠れた後大松明が本殿を周回するという、魔を払う神事である。（久留米市観光コンベンション国際交流協会、2013）

2. 火による災厄の排除

村に災厄が発生した場合に村の境界の外に排除するための儀礼は諸民族でみられる。人々が棒、石、槍、刀、銃などの武器や帚木、松明で身をかため、一斉に棒でたたき、石を投げつけ、武器をふるい、大声で叫び、脅し、ドラや太鼓を打ち鳴らし、そして盛んな焚火をたき、あるいは松明を投げたり、松明をふりかざして走り回るなどして、厄災を村などの境界の外に追い祓うのである。こうした儀礼での人々の所作は、狩の獲物や外敵を威嚇し、撃退する所作を演ずるもので、火は厄災や、ことに悪言の類に有効な武器の一つとして用いられる。また松明などの火のみならず、火の発する煙、香煙、灰もまた、浄めの武器として用いられるのである。

3. 火によるケガレの排除

採集狩猟民、遊牧民などがキャンプを設ける時に必ず火を起こす、あるいはシベリアの民族のように、狩で獲物をしとめると直ちに、その霊を追い祓う意味をこめて獲物の傍で火を焚く、森に入る時には必ず燃え木を携行するなども、火のパワーを用いた浄めであるが、贖罪羊による浄め儀礼を持つ民族もある。

これは、贖罪羊を村や町の中を引き回し、人々はそれに触れたり、威嚇したり、唾をかけ石を投げつけ悪態をついたりして、自分の家、自分の周囲、自分自身の病気、不運、罪などのケガレ、あるいはそれらの原因となる悪霊の類を、贖罪羊に乗り移らせる。羊の他に山羊、豚、牛などの動物、舟や木の枝、人形などの物、罪人などこの儀礼のために用意された人の場合もあった。贖罪羊は引き回した後、川に流す、川に捨てる、村、町の境界外に追う、さらには、火で焼いてしまうことにより、悪霊を排除するのであるが、この贖罪羊を

焼くのも、火がケガレを滅ぼすよき武器だからである。(大林, 1974)

また、死者の住居や持ち物を焼くことも、火のパワーを用いて死のケガレを浄めようとするものであるし、人だけではなく、家畜、猟具、狩の獲物を浄めることもある。

火のパワーによって体についたケガレを払う儀礼もあり、地竈の白熱した石床を歩いて渡るフィジー、蒸し風呂を用いる北米インディアンの例などが知られている。

日本でも、修験道で火生三昧^{かしょうさんまいやほう}耶法という、炭火や火の上を渡り歩く儀礼がおこなわれるが、これも、火のパワーによってケガレや罪を焼き尽くそうとするものである。

4. 火刑

罪人を焼き殺す刑は、インド、古代エジプト、小アジア、キリスト教徒の迫害に用いたローマなどが有名であるが、ドイツ、フランスなどの大陸諸国やイギリスでも行われ、フランスでは大革命まで存続した。

日本では、戦国時代から行われ、キリシタンなどにも科したが、江戸時代には火罪と呼ばれ、引廻の上、柱に縛り付け、茅と薪で全身を覆って火をつけ、そのまま三日二夜晒される最高刑だった。対象は、火付け、火付け未遂、放火脅迫である。

火事自体が、人が作り上げてきた都市、家、そして人々自身をも焼き尽くし、カオスへと引き戻してしまうものであり、ケガレとされたし、人が意図的に火をコントロールから放ち、燃え盛らせることによってコスモスを破壊する放火となると、最大のケガレとされた。それゆえ、1835(天保6)年の史料によると、失火は押し込め、手鎖村預け、叱り置き、寺入りなど20～50日程度の軽い禁固、謹慎刑であるのに比して、放火は極めて特殊な罪として火罪という重い刑に処したのである。(波平, 2009)

5. 魔女の火刑

魔女とは、意図的に呪術という超自然的な方法を用いて人あるいは社会に害を及ぼし、秩序を破

壊する邪術師であり、多くの社会に存在しているが、狭義では、中世から近世ヨーロッパの女邪術師を指す場合が多い。

13～18世紀ヨーロッパでは、国家とカトリック、プロテスタント双方のキリスト教会によって、魔女狩りという異端迫害が行われた。

1484年、法王が回勅「緊急の要請」を公布して魔女の存在を断定し、審問官の活動を擁護したのに続いて、1486年ドイツの異端審問官で、ドミニコ会士のインスティトリスとシュプレンガーの『魔女の鉄槌』が公刊され、絶対的権威ある本となり、本格的な魔女狩りの時代が始まった。

教会に行きたがらぬ者は魔女の疑いがある、熱心に教会に通う者は偽装した魔女であると断定するなど、きわめて狂信的、嗜虐的で、魔女裁判では拷問が行われ、自白が強要された。拷問でも自白しない場合は、それ自身が悪魔の保護下にある証拠として断罪された。18世紀、啓蒙思想が普及するようになってようやく下火になったが、棒に縛り付け、足元に可燃物を置いて衆人環視のなか火をつけられ焼き殺された犠牲者は10万人以上ともいわれる。(渡辺, 2013)

超自然のパワーを持ち込み、都市、社会というコスモスを破壊する魔女は、極度のケガレであり、その浄めに、それ自身もカオスをもたらす火の強力なパワーを用いたというわけである。

第5章 解き放たれた火のパワー

1. 生命力を得る

火は、通常はその持つパワーの強大さ、恐ろしさから、徹底的にコントロールし飼いや馴らして利用される。しかし人は、火へのコントロールを意図的に解除し、自然の裸火が持っていた荒々しい相貌をとり戻させ、儀礼などの非日常的生活において、特別なパワーを持ったものとしても利用してきた。

火は様々な活力の源泉とされ、少なからぬ民族が発火、火鑽りを生殖にかかわる言葉で表わしている。アフリカのバイラ人、北米のホピ人などが、火鑽錐(揉錐、火鑽杵)は男、火鑽板(火錐臼)

は女だという。

こうした火の持つパワーを、人の生命力強化に利用しようという民族も多い。ヨーロッパの祝火の儀礼では、夫婦や女が火を跳びこえれば多産力が注入されるとされたし、古代ローマでは、火や火の粉が女を孕ます力を持つと考えられた。ローマの伝説的諸王の一人セルウィウス・トゥッリウス王は、先代の王タルクィニウス・プリスクスの侍女オクリーシアが、祭壇の火中に現われた男根によって孕んだ子であり、またプラエネステの建設者コエクルスも、処女が火の傍に坐っている時に火の粉を浴びて孕んだ子とされている。

古代インドでは、性交を意味する揉錐で鑽った新しい火の粉を蜂蜜飲料に受けて妻が飲みほすという儀礼を行っていたというし、南スラヴォニア農民の子を望む夫婦は、妻が家の炉の傍に水の入った木の器を持って立ち、夫が手に待った燃え木を二本たたき合わせて散らした火の粉を器に受けて中の水を飲む。

出産に際しても、火は生命力の源の役割を果たす。アト二人、コイ・コイン人のように、分娩を燃える火の傍で行なう民族は少なくない。

古代ギリシア、ローマでは、子供が生まれると生後十日前後に、女が赤児を抱いて炉火の周囲を駆けめぐる儀礼を行なった。それによって子供は浄められ、炉の神にひき合わされると同時に、火のパワーを注入されると考えたのである。

モンゴルでは、婚礼でも、火を用いて生殖力、多産力を女に注入しようとする儀礼が行われた。花嫁が婚家に入る道の両側には二つの浄めの火がたかれ、花婿のユルト（テント）の炉火に供物をくべることによって、保護されることとなり、多産力を得るとされた。（大林、1996）

日本でも、アイヌは分娩を燃える火の傍らで行ったし、奄美沖縄地方では、産婦が産室にいる間そばで火を焚いた。神棚や産室に灯明をあげ、それが燃え尽きる頃に生まれるなどという地域もあった。子供が生まれると、産飯を炊いて産神に供え、産婆やまわりの女に食べてもらう地域もあった。（林屋、1996）

この他、病人の傍には決して火を絶やさないと

か、祝火の煙がたなびいた畑の作物は生育が良くなるという民族もいることから明らかなように、火のパワーは、人のもっとも動物的な側面である性的な力、生命力をかきたてるとされてきたのである。

2. オルギア儀礼と解き放たれた火のパワー

王の死、年の初めなどに、通常は文化によってコントロールされている行動、秩序などを解き放つ、オルギア儀礼が各地にみられる。

この特徴の一つは、秩序を解除、あるいは逆さまにすることである。たとえば象牙海岸のアグニ人の場合、王が死ぬと、ペデイームルアと呼ばれる儀礼に入り、新王の即位までの間は、自由人と奴隷の関係が逆さまになり、一人の奴隷が王を称し、権力を握る。宮殿に奴隷を集めて酒池肉林の騒ぎを繰り広げる。ところが新王が即位すると奴隷の王は殺され、再び日常の文化によってコントロールされた秩序に戻るというものである。

フィジーでは王が死ぬと、支配下の諸部族が首都に侵入し、強盗、強姦、略奪などあらゆる蛮行を繰り広げたとし、ハワイでも王が死ぬと、女はタブーとされる食べ物を食べ、立入り厳禁の神殿に乱入、庶民の男と高貴な女が狂ったようにセックスをしたという。

モザンビークのトンガ族の場合、年の始めにブカンニのルマというオルギア儀礼がおこなわれた。首長が祭りを宣言すると、一切のタブーは解除され、昼夜の別なく酒宴が催され、歌や踊りが繰り広げられ、男も女も日常のコントロールから解放されて、本能のままに行動してよいとされた。

こうしたオルギア儀礼の今一つの特徴が、火へのコントロールを解除し、火を解き放つことである。松明祭で知られる中国のイ族では、男女が囲んだ焚火の周りで歌を歌って求愛するが、インド亜大陸で愛の祭りと呼ばれ、淫行、乱交といった日常的秩序からの逸脱が行われるホーリー祭でも、中心的特徴は野火のまわりで踊ることである。さらに燃えさしの上で火渡りが行われ、翌日も淫行、乱交がおこなわれたという。

サンドイッチ諸島では、王が死ぬと、略奪、殺

人、公然たる売春などをほしいままにするという凄まじい逸脱がおこなわれたが、ここでも人々は火を放ち、家を、村を焼き尽くしたという。(山内、1996)

3. 戦火

人という動物の自然の本能である闘争本能が最も大規模に発揮されるのが戦争であり、その戦争では、火を意図的に作り、解き放ち、街を焼き、人々を焼き殺すことが行われ、それによって、社会の大きな変革が行われてきた。

日本でも、貴族間の争いから、藤原信頼、源義朝らが後白河上皇御所の三条瑞丸殿を襲撃、焼亡させたことに始まる保元、平治の乱が、源平の戦いを経て鎌倉幕府による武者の世へと社会を変革していった。鎌倉時代にも、承久合戦、宝治合戦、弘安合戦と幕府をめぐる内乱の後、南北朝の大乱に突入し、応仁の乱では1467(応仁元)年～1477(文明9)年の11年間に、花の都は焼け野原となり、室町幕府は衰退、荘園制と在地領主制を基軸とする中世国家の枠組みが最終的に崩壊し、戦国の世へとつながっていった。(林屋、1996)

江戸時代末期にも、1864(元治元)年七月、長州と、薩摩、会津藩兵が戦った蛤御門の変によって811町、28000戸が焼亡、1868(慶応4)年1月の鳥羽伏見の戦い、戊辰戦争を経て、明治維新へと変革が行われた。

第二次世界大戦の戦火も同様で、人類の歴史において、多くの社会の大変革が、人によって意図的に解き放たれ、凶暴な野生の姿をあらわにした火のなかで進められてきたといえよう。

このように、火をコントロールしようとしてきた人は、他方で、火を解き放ち、その恐るべきパワーを利用して、自らの、社会の、生命力、活力を強化しようとしてきた、というわけである。

おわりに

森も獣もウイルスも、雨も闇も日照も、自然は弱い動物である人にとって生存を阻害し、説明も

理解も納得もし難い、恐ろしいカオスである。だから人は文化という対抗手段を作り出し、自然という最強のカオスを排除し、コントロールして、説明、理解、納得可能な、安心、安全な世界、つまりコスモスを確保しようとしてきた。

しかし、人が自ら作り上げた文化は、逆に人をコントロールすることにもなり、こうした文化によってコントロールされたコスモスの中で生きていくことは、本来自然の本能のままに生きるはずの動物としての人の活力を大いに減衰させることにもなる。これは社会も同様で、コントロールするほどに、安心、安全の社会にはなるものの、他方で社会は倦み、活力を失い、衰退していく。

他方で、いくら文化の力で自然を排除し、コントロールして、コスモスを確保しようとも、森も獣もウイルスも、雨も闇も日照も、カオスをもたらす自然は常に侵入してくるし、完全なコントロールなど不可能だから、人は、病、死、そして災害などといった災厄に次々と見舞われる。

まして、科学によって、どのように(how)そのような災厄が起こるか説明されたとしても、なぜ(why)我が身がそのような不幸に見舞われなければならないのかを納得することは不可能である。それほどに自然というカオスのパワーは恐ろしい。

だから人は、再活性化を求めて、時にコスモスを脱し、非日常的ハレを演出する儀礼を必要とし、秩序逸脱、秩序逆転といった、カオスの意図的再現を行うし、カオスの猛威に対抗すべく、文化のパワーを超越したパワーを渴望する。

そして、そんな時に切り札として登場するのが、人を自然から、他の動物から、切り離し、文化的存在へと導いた自然のままに燃え盛る火、というわけだ。

火は、恐るべき破壊力、カオスのパワーを持つ自然そのものだ。だから人は、自身のコスモスからの解放を演出する儀礼の場で、火をも文化のコントロールから解き放ち、自然の火が持つ荒々しい相貌を取り戻させる。そうして人は、動物としての自らが、そして社会が、再び活力を取り戻し、再びカオスに立ち向かって生きていくことができ

ると考えるのだ。

一方で自然を嫌い、火を恐れ、他方でそれでもやはり火のパワーに頼る。原子の火というバンドラの箱を開け、飛び散ったケガレに生存すら脅かされながらも捨てられない。こんなパラドックスにこそ、人という、本来動物でありながら自然を排除し、火という恐るべきパワーを手にし、動物であることから懸命に遠ざかろうとしてきたヒトという奇妙な動物の真の姿が映し出されているのだろう。

参考文献

- ドルヂ・バンザロフ、ウエー・エム・ミハイロフスキー、1971、『シャーマニズムの研究』、白鳥庫吉、高橋勝之訳、新時代社
- ジャック・バロー、1997、『食の文化史－生態-民族学的素描』、山内昶訳、筑摩書房
- ウノ・ハルヴァ、2013、『シャーマニズム1：アルタイ系諸民族の世界像』、田中克彦訳、平凡社
- 林屋辰三郎、1996、『民衆生活の日本史 火』、思文閣
- 片茂永、1995、『四月初八日と卯月八日』、『比較民俗研究』11、筑波大学
- 片平博文、2007、『12～13世紀における京都の大火災』、『歴史都市防災論文集』1、立命館大学歴史都市防災研究センター
- 窪徳忠、1971、『沖縄の習俗と信仰－中国との比較研究』、東京大学東洋文化研究所
- 黒木喬、1988、『江戸の火事』、『江戸東京学事典』、三省堂
- 京楽真帆子、2008、『平安京都市社会史の研究』、塙書房
- クロード・レヴィ＝ストロース、2006、『生のものと火を通したもの』、早水洋太郎訳、みすず書房
- 毎日新聞、2007年1月8日
- 波平恵美子、2009、『ケガレ』、講談社
- 大林太良編、1974、『日本古代文化の探究 火』、社会思想社
- 佐々木勝、2013、『火の神』、『日本大百科全書』、小学館
- 笹本正治、1990、『中世の音・近世の音－鐘の音の結ぶ世界－』、名著出版
- 佐藤寛、2013、『火災と防火の歴史』、『日本大百科全書』、小学館
- 佐藤浩司、1985、『チモール島の住まい』、『季刊民族学』43、国立民族学博物館
- 総務省消防庁、2012、『平成24年度版消防白書』、総務省消防庁
- 高島幸男、1985、『火の道具』、柏書房
- 渡辺昌美、2013、『魔女狩り』、『日本大百科全書』、小学館
- リチャード・ランガム、2010、『火の賜物 ヒトは料理で進化した』、依田卓巳訳、NTT出版
- ローレンス ライト、2003、『暖房の文化史－火を手なずける知恵と工夫』、別宮貞徳他訳、八坂書房
- 山本幸司、1992、『穢と大祓』、平凡社
- 山内昶、1996、『タブーの謎を解く－食と性の文化学』、筑摩書房
- 柳田国男、2013、『火の昔』、角川学芸出版
- 吉田一彦、2007、『日本書紀仏教伝来記事と末法思想（その1）』、『人間文化研究』、名古屋市立大学
- 秋葉山本宮秋葉神社ホームページ、<http://www.akihasanhongu.jp/>
- 愛宕神社ホームページ、<http://kyoto-atago.jp/>
- 久留米市観光コンベンション国際交流協会ホームページ、<http://www.kurumehotomeki.jp>
- 総務省消防庁ホームページ、『火災・災害等即報要領』、http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchil503/150331sai79_a.html

本稿は、風土社刊『チルチンびと』2013年冬号に掲載の拙稿、「竈というコスモス、火事というカオス」に加筆、修正を加えたものである。